

第15回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

- 1 日 時 平成25年10月22日（火） 15時00分～17時00分
- 2 場 所 総務省7階省議室
- 3 出席者 神野会長、鎌田委員、熊野委員、小山委員、中村委員、小西委員、
関口委員、辻委員、中里委員、林委員、吉村委員
- 4 議事次第
 - 1 開会
 - 2 議事
・「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（案）」
 - 3 閉会
- 5 議事の経過
 - 事務局より地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（案）についての説明を行い、その後質疑及び自由討議が行われた。

（事務局より地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（案）についての説明）

（以下、地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（案）に対する質疑及び自由討議）

- 法人住民税と法人事業税の性格に着目して、前者は国税化して交付税原資に算入、後者は外形標準化を進めていくということで、非常にすっきりした案であるという印象。

以前に譲与税を活用して調整するという提案をしたが、これは外形標準課税が不徹底な場合の代替措置という趣旨であり、外形標準化を進めていくのであれば、特にこだわる理由はない。

地方法人課税の負担のあり方をどう見直すかということと、地方法人特別税をどう見直すかということは、報告書にあるように切り分けた方がよい。法人実効税率についての議論があることは承知しているが、当検討会の議論は、地域間の偏在是正が十分にできない場合の措置のあり方という点から地方法人特別税を見直すという趣旨であり、法人課税の負担のあり方そのものに関して見直しを行うものではないので、あえて記載する必要はないと思うがどうか。

- 交付税原資のところにおいて、もう少しメリット・デメリットを考察されたのか。国税化して地方に配分する方向性は正しいと思うが、基準財政需要と基準財政収入額では測れない部分もあるので、地方への配分方法については他にもあるのではないかと思うのだが。
- 税源交換を本来は目指してきたが、その暫定措置として地方法人特別税制度があった。それが期限切れになることにより、基本に戻って見直すべきであるという方向性だが、今回は税源交換を目指すとしながらも、法人住民税については時間差があつてやむを得ないということがみそ中のみそだと思う。さらに、税源交換をしなければ法人住民税まで含む話はないとは言い切っておらず、将来消費税率が引き上げられる際にはそれも仕方がないという含みも残していることもみそである。税源交換ではなく、地方税を減らして国税を増やしたという形になるので、地方交付税が地方の共有財源であるという従来の考え方を記載するかどうか。
また、知事会報告書の共同税について、多少そっけない気がするので、「交付税原資化というのは思想としては共同税というものに近いという意味である」など、知事会に配慮しつつ、今回やむを得ず国税として、地方税を減らしてしまったという、やや消極的な理由を記載してはいかがか。
- 報告書(案)では、譲与税はそもそも地方税に持っていくべきという想定。本来地方税であったものを譲与税にするという選択肢はあり得ないという前提にあるが、背後理念をどこまで明確にするかという意見と理解する。
- 知事会の報告書において交付税は、共同税というより共有税という位置づけであり、共同税はナショナルミニマムを超えた部分のものでというところもあり、そこの関係で接続しにくいという点があった。(事務局)
- 知事会の報告書で言っている共同税というのと、いわゆる共有財源とは違う性格を持つ。
- いずれにしても交付税に対する背後理念のような物をどう書くかは考える。
- 偏在是正効果について、色々な指標を総合的に判断しなければならないという書き方であれば、現行の地方法人特別税・譲与税制度を上回るという、現行の効果は何を指しているのか。もし額を想定しているのであれば、好景気となり、法人税割の税収が伸びていって、その途中で金額を上回った場合には、これを廃止すると読めるがどうか。

- それについての判定をどうするかがポイントになる。偏在是正は色々な指標で総合的に判断すると言わざるを得ないが、人口一人当たり税収の偏在度の状況や財源超過額の状況などとしか現段階では具体的に答えられないので検討を要する。(事務局)
- 法人住民税を交付税原資にした場合のシミュレーションはしているのか。仮に原資が増えたとしても、基準財政需要額は変えないということなので、臨財債が減るのみであるなど、そういったことにはならないのか。複雑であるため、整理いただきたい。
- どの程度にするかは、今後の税制改正ということになるので、具体的な数字を示していかなければならないと思うが、これについては、検討会の報告書を受けて約束として対応していく部分。しかしながら、今の段階でどう対応するのかについては、決まっていない。(事務局)
- 林委員の発言は、地方消費税が増えると格差が生じるので、これを法人税割の交付税財源化によって調整するが、どのくらいどうすればどうなるのか、そういった目論見を知りたいという理解でよいか。
- また、その反対に地方財源がどれくらい確保できるのか。直感的に考えれば、原資が増えるということは、臨財債が減る、それがどれくらいダイレクトに反映するのか、譲与税という言葉が使えなければ、交付金のシステムを作って法人住民税分が確実に地方間で配り直せるような仕組みができないか疑問に思った。
- 交付税原資化するという形で法人税割が交付税の財源に替わるというのは、不交付団体のように財源が比較的有利な団体を例にとるとわかりやすい。そういった団体は、法人税割が減ることにより基準財政収入額も減るが、税収も減る。それが交付団体間の財源に回って財源調整されるという形となる。これを譲与税で行うと、不交付団体にも譲与税は配分されてしまうため、財源を均てん化する効果は、交付税のシステムを使ったほうがより徹底される。(事務局)
- 偏在是正効果については、今後ボリュームが具体的にになっていくということだが、「これを補完する意味で、暫定措置として存続せざるを得ないのではないか」中の「補完」という表現は、どういう意味合いなのか。交付税原資化によって偏在是正効果が生じた場合、それに見合う形で現行の取り扱いには一部解消していくようなことも選択肢としてあり得るのか。

- この点については、全部を効果として確保できるのであれば、廃止、復元もあり、一部にとどまる場合には制度を残すということもあり得るのではないか、という意味で書いている。(事務局)
- そうであれば、復元の際、表現として「合わせて検討すべきであることも付言しておきたい」という曖昧なものでもいいのか。どう戻すというところで踏み込まなくてよいのか。
- この表現については、新しい交付税原資化による効果が現行を上回れば廃止できるのではないかということ。その場合において、特別税部分を事業税に戻すが、単に偏在の高い収入割に戻すのではなく、収入割や付加価値割に拡大するなど、戻し方も工夫が必要。(事務局)
- 「偏在性の小さい」と「付加価値割の拡大を合わせて検討すべき」との間の読み方は、どこを切って読むのか。
- 事業税から特別税に行っている部分には、付加価値割のある外形対象法人と、所得割のみの外形対象法人と、収入割対象法人の3種類があり、同じ比率で特別税に行っているが、単純にそれを戻すということだけでなく、付加価値割と収入割が偏在性が小さいということであれば、優先的に戻すべきではないかという部分。文章については、工夫して記載する。指摘の部分については、「復元や」の後に点を入れる。(事務局)
- 「偏在性の小さい安定した地方税体系を構築するためには」とあり、地方消費税化と地方交付税原資化によることが基本と考えるとなっているが、法人住民税を交付税原資化することは、地方税体系のこのみを考えているわけではないと思う。このパラグラフだけを見ると飛躍があるように思える。
- 法人住民税法人税割に関して、これは当然市町村分も含めて交付税原資化していく前提で書かれていると理解してよいのか。
また、「一定の範囲内の規模にとどまる場合」というのは、範囲が具体的に想定されると思うが、もし偏在是正効果が全く得られない場合には、法人事業税にも復元せず、結果として現行制度がこのまま続くことになると思うがどうか。
- 法人住民税割については、市町村分を含むということ考えている。
また、偏在是正効果が得られないということについて、文章、論理的には

効果が不十分である場合には、現行制度がそのまま残ると読めるが、そうならないよう理解を得て実現するようにしたい。事務局としては、税制改正に当たってはこの報告書に従い、当然努力をすることであり、できなかった場合にどうするかということは、少なくとも文章の含意にはない。(事務局)

- 交付税原資の充実に振り替えることができなければ、暫定措置として存続せざるを得ないという場合において、現行の法律では偏在性のない地方税体系が実現するまでの暫定措置だが、ここで言う「暫定措置」については当然法律の書きぶり等が変わってくるので大変であるという感想。
- 細かい話だが、地方法人所得課税と地方法人課税という言葉が出ており、慣れていないと読みにくいので、両者の区別がわかるように記述を補ってはどうか。

以上